

資料2：臨海部防災に係る動向

臨海部防災に係る動向

(1) 港湾における災害時の対応

① 新潟県中越沖地震(平成19年7月16日)

1) 柏崎港を利用した被災地支援活動(1): 岸壁利用

■ 海上保安庁及び自衛隊の船舶による給水活動

○ 柏崎港には、海上保安庁の巡視船及び海上自衛隊の艦船が着岸し、給水活動を実施。総給水量は、9,455トン。15日間で延べ約63万人分を給水(1日あたり約4万2千人分を給水)

→ 柏崎市の人口(9万4千人)の概ね半数近くに水を提供 ※1日あたり15L/人(新潟県の試算値)

(海上保安庁)

・主に東ふ頭岸壁(-7.5m)、中浜ふ頭1号岸壁(-7.5m)を使用。

・7月16日～26日の間、計4,170トン进行給水

(海上自衛隊)

・主に中浜ふ頭2号岸壁(-10m)、3号岸壁(-11m)を使用。

・7月17日～30日の間、計5,285トン进行給水

○ 7月27日～31日の間、陸上自衛隊は、柏崎港にある給水栓を活用し、2,580トン进行給水。

■ 海上からの緊急物資輸送

○ 柏崎港には、海上自衛隊の艦船が着岸し、以下の緊急物資を被災地に搬入(発災当日以降)。

・食料品類(缶詰、乾パン、カップ麺) 計9万食分

・飲料水(ペットボトル2L)

5,000本

・毛布 2,000枚

・簡易トイレ 20基



海上保安庁による給水活動



海上自衛隊艦船による緊急物資輸送

2) 柏崎港を利用した被災地支援活動(2): みなとまち海浜公園

■ 陸上自衛隊によるみなとまち海浜公園の使用

○ 陸上自衛隊の利用状況

・ 柏崎市には、ピーク時に自衛隊員4,500人、1,500台の車両が活動。

みなとまち海浜公園はその主要拠点。

・ 約8haの敷地内に約200名の自衛隊員が公園内で宿営。

○ 夕日ドームの活用

・ 公園内にある屋根付きのドームについては、濡れてはならない支援物資等の保管、仕分けの場として有効利用。

・ 同ドームは、仕切りがなく、周囲がオープンな構造であるため、運搬車両からのスムーズな物資の搬出入が可能であった旨、自衛隊から好評を得ている。



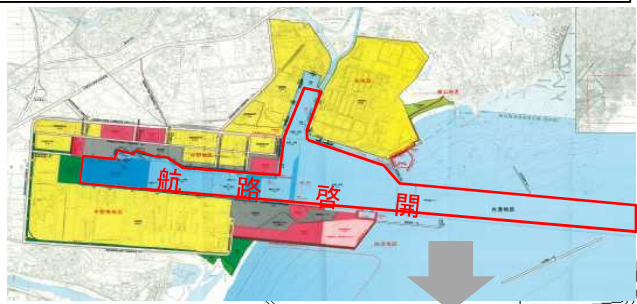
夕日ドームと支援物資の保管状況

臨海部防災に係る動向

②東日本大震災(平成23年3月11日)

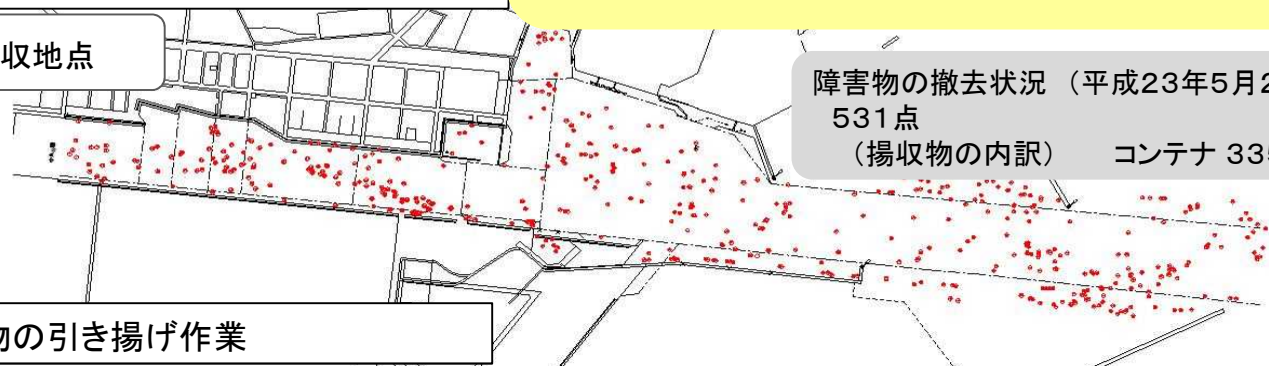
1)津波の影響(航路啓開と入港)

■仙台塩釜港(仙台港区)の航路啓開



■測量による障害物分布状況 531地点

● 揚収地点



障害物の撤去状況 (平成23年5月21日 作業終了)

531点

(揚収物の内訳) コンテナ 335個、自動車 26 個、その他 74 個

■障害物の引き揚げ作業



平成23年3月14日 海底状況の確認調査開始

平成23年3月15日 航路啓開作業に着手、高松埠頭岸壁前面の音速深淺測量実施、ナローマルチビームによる海域地形測量実施

平成23年3月17日 高松埠頭(-12m)1バースが利用可能となり、九州地方整備局の海翔丸が入港し、支援物資及び資機材を搬出。

平成23年3月18日 高松埠頭(-12m)1バースが一般開放、引き続き航路啓開作業及び海域地形測量 実施

平成24年1月10日 公共岸壁(-4.5m以上)22バース中21バースが開放(一部暫定)

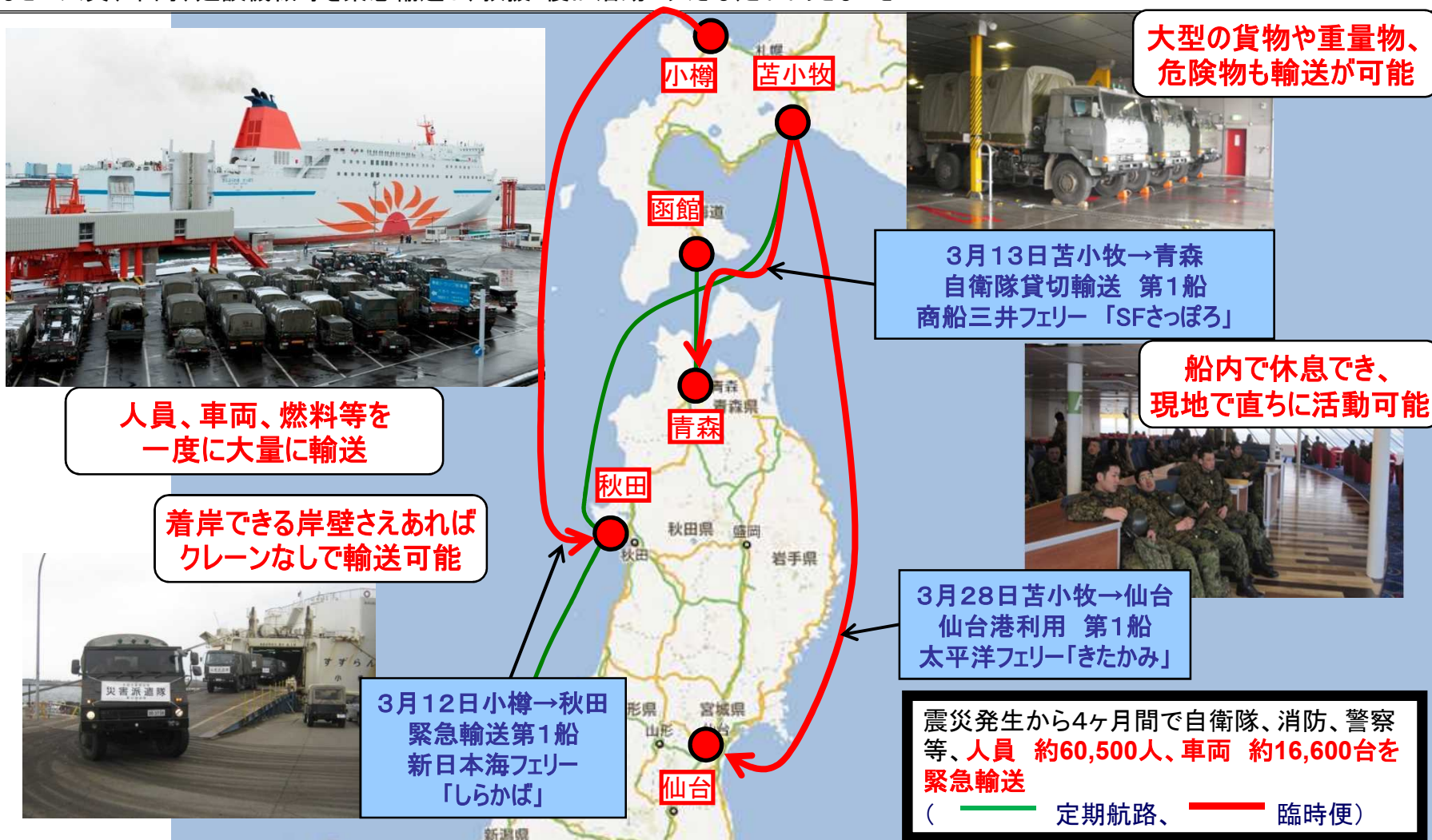
平成24年1月22日 外資定期コンテナ航路である北米航路(日本郵船)が再開予定。

臨海部防災に係る動向

②東日本大震災(平成23年3月11日)

2)フェリーによる緊急輸送

東日本大震災では、被災地外(オフサイト)である北海道の苫小牧港や小樽港から民間のフェリーが被災港湾の利用可能となった岸壁へ自衛隊などの人員、車両、建設機械等を緊急輸送し、救援・復旧活動の大きな足がかりとなった



臨海部防災に係る動向

③離島災害

1)平成12年6月 三宅島噴火災害

■災害状況

○平成12年6月26日に火山活動が始まり、7月8日の雄山の噴火を皮切りに、8月18日、29日と大噴火が発生した。こうした火山活動及び泥流、火山ガスの放出により、9月2日に住民の島外避難指示が発令された。

- 三池港、阿古漁港などは、泥流の被害だけでなく、地殻変動の影響を受けて、地盤沈下も発生した。沈下により越波しやすくなるとともに、船の接岸に支障をきたす状況が生じた。
- ・村営バスが各地区から住民を港まで移送するとともに、東海汽船の定期船により島外避難した。



定期船による島外避難

2)平成25年10月 伊豆大島風水害

■災害状況

○平成25年10月16日に台風26号が伊豆大島に接近し、洪水及び土砂災害等が発生した。西部において発生した土石流は、集落を飲み込み、36人が死亡、22人が重軽傷を負い、3人が行方不明となった。

- 自衛隊の災害派遣では、東日本大震災以来2例目となる「統合任務部隊」が設置され、陸海空自衛隊が一元指揮された。
- ・海上自衛隊の大型輸送艦「おおすみ」が派遣され、ホバークラフト型揚陸艇(LCAC)による輸送も東日本大震災以来となった。



LCACによる重機の陸揚げ

3)平成27年5月 口永良部島噴火災害

■災害状況

○平成27年5月29日に爆発的噴火が発生し、火砕流が新岳の南西側から北西側(向江浜地区)にかけての海岸まで達した。噴煙は火口縁上9000メートル以上まで上がり、加工周辺に噴石が飛散した。

- 避難者125名(負傷者を除く)は町営船「フェリー太陽」により屋久島宮之浦港に島外避難した。

→島外避難が行われた事例では、当該地で運営している定期船(臨時便)で避難している。

臨海部防災に係る動向

(2) 防災施策の展開

① 基幹的広域防災拠点

- 複数の都道府県に被害が及ぶような大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する基幹的広域防災拠点を東京湾臨海部及び京阪神都市圏に整備
- 平常時は緑地として市民に開放するが、災害時は国により運用
- 災害時の運用体制を強化するため、クレーン台船による資機材展開・輸送訓練や船舶による緊急物資輸送訓練等を関係機関と協働して年2回程度実施。

<川崎港東扇島地区>

平成20年4月26日供用開始



<堺泉北港堺2区>

平成24年4月1日供用開始



臨海部防災に係る動向

(2) 防災施策の展開

① 基幹的広域防災拠点

(参考資料: 都市再生プロジェクト(第一次決定) 平成13年6月14日都市再生本部決定)

■ 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備

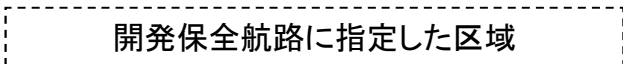
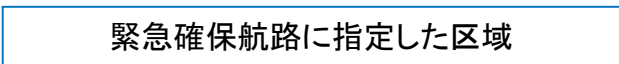

- 阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模かつ広域な災害が発生した際に、救助や支援の受け入れといった災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、水上輸送と連携した基幹的広域防災拠点を整備する
- 国と地方公共団体の役割を適切にし、関係機関からなる協議の場を設定し、他の防災拠点との連携を踏まえた整備計画の策定に着手する
- 大阪圏においても基幹的広域防災拠点の必要性も含め、広域防災拠点の適正配置を検討する

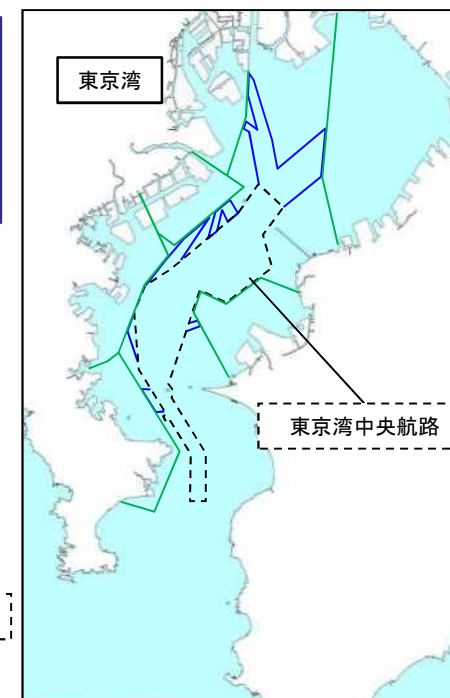
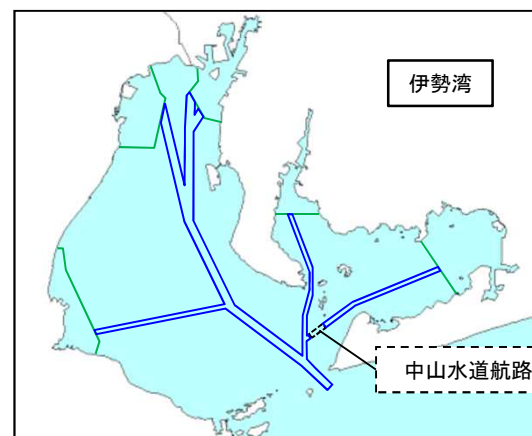
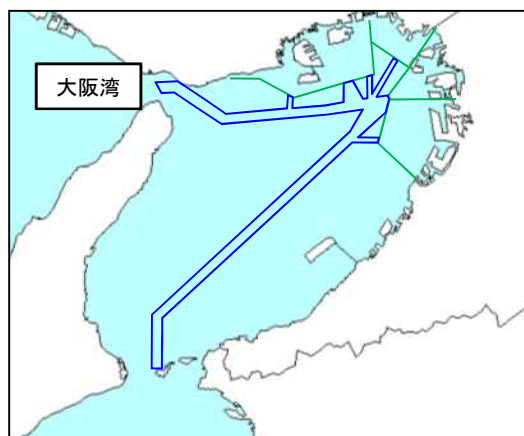
臨海部防災に係る動向

②緊急確保航路

- 東日本大震災で発生した津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資船をはじめとする船舶の航行が困難となった。
- この教訓を踏まえ、港湾法を改正し、非常災害時に国が啓開作業を迅速に行い、港湾機能の維持に資するよう港湾に至る船舶の交通を確保するため、一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域について、緊急確保航路として指定。一般水域のうち障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある東京湾、伊勢湾、大阪湾において、緊急確保航路を指定。
- 非常災害時には港内のみならず緊急確保航路や開発保全航路に漂流物等が生じる恐れがあることから、国土交通省地方整備局、港湾管理者、海上保安本部等が連携した効果的な航路啓開の実施体制を構築するため、水域の啓開順序や役割分担等を定めた航路啓開計画の策定を進めている。

凡例

 開発保全航路に指定した区域	 緊急確保航路に指定した区域
 港湾区域	指定日：平成25年12月24日



臨海部防災に係る動向

③ 港湾広域防災協議会

○国及び港湾管理者が、**港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持について協議を行うための協議会を組織。**

主な協議事項:

大規模地震や津波により、被災が広域に及ぶ場合において、港湾機能を維持するため、国が港湾管理者とともに以下の事項について検討する。

- 被害の想定、復旧目標時期の設定
- 航路啓開作業を行う手順、優先順位の検討
- 港湾相互間の連携、機能補完の考え方
- 関係機関との協力体制の検討

主な参加者:

(協議会の構成員)

- 国の機関(地方整備局、地方運輸局、海上保安部、税関、入国管理局、防疫所、検疫所等)
- 湾内の港湾管理者、地方公共団体
(協議会の構成員以外)
- 港湾運送事業者、海事関係者、港湾工事関係者、主要な港湾利用者、立地企業

設立状況:

- ・関東港湾広域防災協議会 平成26年3月27日
- ・伊勢湾港湾広域防災協議会 平成26年3月26日
- ・大阪湾港湾広域防災協議会 平成26年3月25日



大阪湾における広域的な港湾機能の維持(イメージ) 8